

2024 年度

大阪公立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

【2 年 短 縮 型】

法律科目試験問題：民法（配点：120 点）

注 意 事 項

- 1 机上に各自の「受験票」を出しておくこと。
- 2 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 3 問題冊子は、全部で 3 ページである。
解答用紙は、全部で 8 ページである。
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 4 解答用紙は切り離さないこと。
解答用紙は、8 ページを超えて使用することはできない。
- 5 解答用紙の上部所定欄に、1 ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、
2 ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 6 解答は、第 1 問は 1 ページから、第 2 問は 5 ページから記入すること。
- 7 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。
- 8 解答用紙には黒鉛筆（HB か B）、シャープペンシル（B）、黒ボールペン又は
万年筆（黒インク）を使用すること。

(民法)

第1問

以下の【事実】を前提として、後掲の問1から問3までに答えなさい。なお、各問は相互に独立した問題である。

(配点：70点)

【事実】

Aは、食品の安全性を売り文句とした和食レストランを経営している。2023年10月1日、Aは、近郊の農家Bが無農薬栽培の米を作っていることを聞き、Bを訪ねて説明を受けたところ、レストランの食材に適すと考えたことから、Bの無農薬栽培のコシヒカリ新米500キログラムを50万円で購入する契約をBと締結した。引渡期日は同年12月1日と取り決められた。

Bは、B所有の無農薬栽培の田のすべてから米を収穫して袋詰めしたところ、全部で600キログラムあり、これをBの所有する倉庫甲に入れ保管した。ところが、同年11月1日、甲に隣接する他の農家の倉庫が落雷により全焼し、甲もその類焼により一部が焼失してしまった。この火災により、上記の新米600キログラムの一部が燃えてしまい、商品として出荷できる状態にあるのはそのうち300キログラムのみであった。

なお、同年10月下旬頃より、全国的な米の不作により米の価格は上昇し、当初100キログラムあたり10万円だった無農薬栽培のコシヒカリ新米の市価は、同年11月1日時点では13万円、同年12月1日時点では15万円となっている。

問1

Bは、収穫した米のうち300キログラムしか引き渡せないことを伝えたところ、Aは、500キログラムを引き渡す契約であったから、不足する200キログラムも調達して引き渡すようにとBに求めた。BはAの請求に応じる義務があるか否かを、根拠となる条文を摘示しながら説明しなさい。

問2

Bは、収穫した米のうち300キログラムしか引き渡せないことを伝え、Aに300キログラムを引き渡した。他方Bは、200キログラム分を引き渡すことができなくなったことについて、自分に非はないので、代金は約束どおり50万円全額を支払うよう、Aに求めている。Aは代金50万円全額を支払わなければならないか否かを、根拠となる条文を摘示しながら説明しなさい。

(民法)

問3

Bは、収穫した米のうち300キログラムしか引き渡せないことを伝え、Aに300キログラムを引き渡した。仮に、Aは代金全額を前払いしており、11月1日の倉庫甲の火災はBの過失によるものであったとする。この場合において、Aが12月2日にBに対し、Bの債務不履行に基づく損害賠償を請求するならば、いくら損害賠償が認められるべきかを論じなさい。

(民法)

第2問

(配点：50点)

2010年4月、兄Aは自己の所有する甲地を弟Bに贈与し、引き渡した。所有権移転登記手続は、兄弟間の取引でもあることから、行っていなかった。Bは、引渡しを受けた後、2023年11月現在に至るまで、甲地を占有し駐車場として利用している。他方、Aは自らの事業のために資金が必要となったことから、2016年4月に甲地をCに売却して登記手続も行った。この場合について、以下の問1及び問2に答えなさい。なお、各問は相互に独立した問題である。

問1

Cは、2018年4月にDに甲地を譲渡して登記も移転した。2023年11月になって、Dが所有権に基づいて、Bに対して甲地の引渡しを求めた。Dの請求が認められるかどうかを検討しなさい。

問2

Cは、2022年4月にDに甲地を譲渡して登記も移転した。このときDは、Bが長年にわたり甲地を占有していることを知っていた。2023年11月になって、Dが所有権に基づいて、Bに対して甲地の引渡しを求めた。Dの請求が認められるかどうかを検討しなさい。

<出題の趣旨等 2024年度 民法>

〔出題の趣旨〕

第1問は、売買に基づく制限種類債権の一部が不能となった場合について問うものである。問1は給付危険の負担（調達義務の存否）について、問2は対価危険の負担について、問3は目的物と同種の物の市価が上昇している場合の損害賠償の額について、問う問題である。いずれの問題も、基本的な知識と論述能力を試している。

第2問は、いわゆる「取得時効と登記」に関する基本的な理解を簡単な事例に即して確認する問題である。問1では、時効取得者と時効完成時の所有者との関係についての理解が、問2では、時効取得者と時効完成後の譲受人との関係についての理解が問題となる。いずれの問題も、基本的な知識と論述能力を試している。

なお、言うまでもないが、他の論述式試験科目と同じく、法科大学院で学ぶうえでの基本的学力として、文章の正確な読解力、論理的な推論、分析、判断を的確に行うことのできる能力、および思考のプロセスと結果とを明確に表現する能力があるかどうか、前提として問われている。

〔配点〕

第1問（計70点）

問1 20点

問2 20点

問3 30点

第2問（計50点）

問1 20点

問2 30点

合計 120点

〔採点基準〕

・第1問について

本問の事例は、種類物売買であり、特定は未だ生じていないが、制限種類債権であることから、売主の債務の一部につき履行不能が生じたといえる。まずこのことを確認する必要がある。問1は、このことをふまえたうえで、民法412条の2第1項に鑑みて検討を行うことが求められる。問2も、上記のように履行不能が生じたことを前提として、民法567条1項が売買契約における対価危険の移転について定める趣旨をふまえて、または、民法563条の定める代金減額請求を行うことによって、Aは代金30万円のみ支払う義務があることにつき、説明が求められる。問3は、目的物と同種の物の市価が上昇している場合の損害賠償の額に関する判例・学説の議論をふまえ、本問の事例における事実即して、

論じる必要がある。

・第2問について

問1では、まず、登記簿上の所有者であるDからの所有権に基づく甲地の引渡請求に対して、甲地を占有するBが取得時効を主張しうることを、民法162条2項所定の要件に即して確認する必要がある。ついで、判例によれば、時効完成時の所有者であるDはBとの関係では物権変動の当事者と同視されるため、Bは対抗要件である登記がなくとも時効による所有権取得をDに主張できることを論じる必要がある。

問2では、時効によるBの所有権取得を確認したうえで、判例によれば、時効完成後の譲受人であるDはBとの関係では民法177条の第三者に該当するため、Bが時効による所有権取得をDに主張するには対抗要件である登記が必要であること、またDが単なる悪意者ではなく背信的悪意者である場合にはBは登記がなくとも時効による所有権取得をDに主張できることを論じる必要がある。